

スポーツクラブ多伎規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 このクラブは、スポーツクラブ多伎（以下「クラブ」という。）と称する。

(事務所)

第2条 このクラブの事務所を、出雲市多伎町小田86番地3「特定非営利活動法人ボランティアネット多伎」に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 このクラブは、緑の山々、青い海の恵まれた、自然環境を守るとともに、だれもが、いつでも、楽しくスポーツ文化活動に参加し、子どもから高齢者まで、すべての住民が世代間交流を深め、生き生きと暮らせる多伎地域を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 このクラブは、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ活動の企画、運営。
- (2) 世代間交流活動及び子どもの健全育成を図る事業。
- (3) スポーツ指導者及びリーダーの育成。
- (4) その他の事業。

第3章 組 織

(組織)

第5条 このクラブは、多伎地区住民で組織し、クラブの目的に賛同する者及び団体で構成する。

- 2 このクラブの目的に賛同する者は、多伎地区外であっても参加できる。

第4章 会 員

(会員の構成)

第6条 会員は、正会員及び一般（利用者）会員並びに各同好会、クラブ、教室、スポーツ少年団（以下団体と言う）に加入する者。

- 2 このクラブの目的に協賛する団体及び個人。
- 3 正会員とは理事・監事、及び運営推進委員を言う。

(会員の資格)

第7条 このクラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 原則として、多伎地区に在住又は勤務する者であること。但しこのクラブに賛同する者は、地区外の者でも入会できる。

(2) このクラブの定める諸規定を遵守する者であること。

第8条 このクラブは、前条の条件を満たさない会員は、理事会の承認を得て、会長が退会させることができる。

(入会手続き)

第9条 このクラブに入会を希望する者は、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。又入会后、当初の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を報告しなければならない。

(会費)

第10条 会費は、次のものを言う。

- (1) 年会費
- (2) 教室・サークルの運営参加費
- (3) 月会費

(年会費及び運営会費)

第11条 会員は、総会において定める年会費を納入しなければならない。各教室・サークルの運営参加費は、別途支払うものとする。

第12条 納入した年会費は、返還しないものとする。但し運営参加費については、返還する場合がある。

第13条 会員が、会費を滞納し、催告を受けても応じず、納入しないときは、会員資格を喪失する。

第5章 役員

(役員等)

第14条 このクラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 このクラブに、顧問を置くことができる。

(役員職務)

第15条 会長は、このクラブの業務を総理し、会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を行う。

3 理事は、この会議の運営にあたるほか、理事会を構成し、事業達成のための職務を行う。

- 4 監事は、財務を監査し、その結果を総会に報告する。
- 5 顧問は、重要な会務の諮問に応じる。

(役員を選出)

第16条 役員を選出は、正会員の中から選出し、総会で承認を得る。

- 2 会長、副会長及び監事は、理事の互選とする。
- 3 顧問は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第6章 会 議

(会議)

第18条 このクラブに次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 運営推進委員会
- (4) 企画部会
- (5) 指導者運営委員会

(総会)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。
 - (1) このクラブの基本方針に関すること
 - (2) この規約の制定及び改廃に関すること
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) 役員承認
 - (6) 年会費の額の変更
- 3 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。この場合において、委任状を提出した会員は、出席したものとみなす。

(理事会)

第20条 理事会は、当クラブの通常の業務を掌理し、この会議の運営に当たるとともに、必要な事項を総会に代わって議決する。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 3 理事会は、会長が招集し、会務を総理する。
- 4 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない事項で、会務の執行に関する事項

(運営推進委員会及び会務)

第21条 このクラブの運営推進委員会内に、次に掲げる企画部会を設置し、部長がそれぞれ部会を招集する。

- (1) 教室、大会等企画部会
- (2) 研修、講習会等企画部会
- (3) 広報活動等企画部会（事務局を含む）

2 各企画部会は、このクラブのそれぞれの具体的な事業を計画し、理事会の承認を得て、その実施にあたる。

3 各企画部会は、部長1名、副部長1名及び部員若干名をもって構成する。

4 部長、副部長及び部員は、運営推進委員の中より会長が選任する。

5 部長は会長の承認を得て、事業の遂行に必要と認められる部員を、会員の中から選出し、その協力を仰ぐことができる。

6 部長は、企画部会を統括し、その協議内容を理事会に報告し、承認を得る。

(指導者運営委員会及び会務)

第22条 指導者運営委員会は、種目別指導者、スポーツドクター、スポーツプログラマーをもって構成する。

2 指導者運営委員会は、互いに研修をし、指導技術を高める。

第7章 会計及び資産

(会計)

第23条 このクラブの資金は、以下のものとする。

- (1) 年会費
- (2) 事業収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金及び協賛金
- (5) その他

(資産及び資金の管理)

第24条 このクラブの資産及び資金は、事務局が管理する。

(予算及び決算)

第25条 このクラブの収支予算については、総会の議決により定め、収支決算につい

ては、監事の監査を経て、総会の承認、議決を得なければならない。

(会計年度)

第26条 このクラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1ヶ年間とする。

第8章 出張

(出張と旅費)

第27条 このクラブの発展等により、他地域及び全国的な会議等のため出張する場合は、会長の承認を得て出張を許可するものとする。

- 2 出張許可により、他地域に公共交通手段で出張の場合は、その交通実費及び宿泊費の実費を支払先の領収書に基づき、このクラブから支払うものとする。
- 3 出張許可により、他地域にマイカー（自家用自動車）等で出張の場合は、別に定める規定により支払う。

第9章 事故の責任

(事故の責任)

第28条 会員は、このクラブの活動に際しては、このクラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己責任において行動するものとする。

- 2 前項に違反して、盗難、傷害等の事故が発生しても、このクラブ並びに指導者に対して、損害賠償を請求をしないものとする。

第29条 このクラブは、すべての活動の傷害について、個人及び各団体等が加入する保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

- 2 会員は、原則スポーツ安全保険に加入していなければならない。
- 3 スポーツ安全保険加入については、入会時保険料を添えて申し込むこと。

第10章 細則

(細則)

第30条 本規定に定めのない事項及び運営上必要な細則は、会長が別に定める。

(年会費の額)

第31条 年会費は高校生以上とし、1,000円とする。
幼児以上（3歳以上）については800円とする。

附 則

この規約は、平成25年 7月15日から施行する。